

伊賀神戸駅前バス待機場用地にかかる賃貸借契約に関する調査特別委員会調査報告書

伊賀神戸駅前バス待機場用地にかかる賃貸借契約に関する調査特別委員会（以下「本委員会」という。）に付託された事件について調査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 112 条の規定により報告します。

記

1 本委員会設置の趣旨

平成 29 年 9 月より総務常任委員会において、土地の借り受け及び貸し付け状況についての所管事務調査として、平成 28 年 12 月に市が賃貸借契約した伊賀神戸駅前バス待機場用地の契約単価、借り受け面積及び契約期間の妥当性、また当該契約に至った経緯等について、行政職員の出席を求め調査を行ってきたところである。

しかしながら、行政当局においては、関係者との交渉記録や意思形成及び意思決定過程のわかる庁内協議記録がないなどのことから、詳細な経緯を把握することができないものであった。

このことから、地方自治法第 100 条の規定による調査権を発動し、当該契約に関する調査を行うため、平成 29 年 12 月 21 日の本会議において本委員会が設置されたものである。

2 本委員会の構成

定 数 8 名

委員長 岩田佐俊

副委員長 福田香織

委 員 山下典子、市川岳人、田中覚、上田宗久、中谷一彦、
安本美栄子

3 本委員会に付託された調査事件

伊賀神戸駅前バス待機場用地（平成 28 年 12 月 22 日に伊賀市がNRKエナジー合同会社と契約した伊賀市比土字東賀柳 2609 番ほか 14 筆）にかかる賃貸借契約に関する事項

4 本委員会の開催状況と主な議題及び出席者（行政職員出席者、参考人、証人）

○第1回（平成30年1月5日）

議題：①正副委員長の互選について
②今後の委員会運営について

○第2回（平成30年1月16日）

議題：①事案の経過について

出席要求による行政職員出席者

大森副市長、清水建設部長、尾登産業振興部長、中井建設部理事、東産業振興部次長、山本建設部次長兼都市計画課長

○第3回（平成30年2月1日）

議題：①事案の経過について

出席要求による行政職員出席者

服部農業委員会事務局長、山本総務部次長兼秘書課長、瀧川下水道工務課長、福田産業集積開発課長、尾登産業振興部長、中井建設部理事、東産業振興部次長、山本建設部次長兼都市計画課長、岡本大山田支所振興課主任（欠席）

○第4回、第5回（平成30年2月5日、2月8日）

議題：①証人の出頭要求について

○第6回（平成30年2月16日）

議題：①証人への尋問

証人：丸中産業株式会社 代表取締役 中岡 恵佑 氏

伊賀市前副市長 辻上 浩司 氏

NRKエナジー合同会社 代表社員 大久保 敬士 氏

伊賀市議会議員 中岡 久徳 氏

○第7回（平成30年2月27日）

議題：①証人の出頭要求について

②証人への尋問

証人：丸中産業株式会社 前代表取締役 中岡 加奈子 氏

伊賀市産業振興部 次長 東 弘久 氏

○第8回（平成30年2月28日）

議題：①証人の出頭要求について

○第9回（平成30年3月7日）

議題：①中間報告について

○第10回（平成30年3月9日）

議題：①証人への尋問

証人：伊賀市建設部 部長 清水 仁敏 氏

伊賀市建設部 理事 中井 秀幸 氏

伊賀市産業振興部 部長 尾登 誠 氏
伊賀市産業振興部 次長 東 弘久 氏
伊賀市企画振興部 部長 宮崎 寿 氏
伊賀市総務部 次長 山本 幸一郎 氏

○第11回（平成30年3月12日）

議題：①今後の進め方について

○第12回（平成30年3月13日）

議題：①今後の進め方について

○第13回（平成30年3月16日）

議題：①参考人からの聴き取りの日程について

○第14回（平成30年3月20日）

議題：①参考人への聴き取り

参考人：一般社団法人三重県不動産鑑定士協会
副会長 斧田 正長 氏

○第15回（平成30年3月22日）

議題：①証人への尋問

証人：伊賀市企画振興部 部長 宮崎 寿 氏
伊賀市産業振興部 次長 東 弘久 氏
伊賀市総務部 次長 山本 幸一郎 氏
伊賀市議会議員 中岡 久徳 氏（欠席）

②参考人への聴き取り

参考人：中外医薬生産株式会社
代表取締役社長 田山 雅敏 氏

○第16回（平成30年3月26日）

議題：①参考人への聴き取り

参考人：伊賀市長 岡本 栄 氏

○第17回（平成30年3月30日）

議題：①証人への尋問

証人：伊賀市議会議員 中岡 久徳 氏

○第18回（平成30年4月5日）

議題：①委員会調査報告書について

○第19回（平成30年4月9日）

議題：①委員会調査報告書について

○その他 中間報告（平成30年3月9日本会議において）

5 地方自治法第100条第1項の規定により提出を求めた記録等及びその他提

出のあった資料等

①平成 30 年 1 月 22 日付けで提出を求めた記録

- (1)平成 24 年度から現在に至るまでの、ゆめぼりす伊賀立地企業連絡会より提出された全ての要望書一式
- (2)平成 24 年度から現在に至るまでの、神戸地区住民自治協議会等より提出された当該事件に関する要望を含む要望書一式
- (3)平成 28 年 11 月に起案された当該土地借用伺に関する文書一式
- (4)平成 28 年 12 月に起案された賃貸借契約伺及び契約締結伺に関する文書一式
- (5)平成 28 年 7 月頃に産業振興部からの依頼により産業集積開発課が取得した当該土地の登記簿又は登記簿取得日のわかる文書
- (6)賃貸借にかかる平成 28 年度補正予算要求に関する文書（予算要求日等のわかるもの）
- (7)平成 28 年度及び平成 29 年度における当該土地の固定資産税評価額

※これらの記録等は平成 30 年 1 月 31 日に提出を受けた。

※(7)については当該土地所有者より委員にのみ公開を可とする旨の意向があった。

②平成 30 年 2 月 5 日付けで提出を求めた記録

- (1)岡本市長就任後、市長の出張に中岡久徳議員が同行・随行した旅行の日時、行き先及び目的がわかる一覧
- (2)岡本市長就任後、市長公用車に中岡久徳議員が同乗したことがわかる運転日報一式
- (3)平成 29 年度、福田産業集積開発課長及び山本都市計画課長が都市計画協会へ中岡久徳議員と出張したときの復命書一式

※これらの記録等は平成 30 年 2 月 14 日に提出を受けた。

③平成 30 年 2 月 8 日付けで提出を求めた記録

- (1)平成 28 年 7 月 27 日付け、伊商第 377 号にて要望書への回答を行った後、現在に至るまでの各要望に対する進捗状況について

※これらの記録は平成 30 年 2 月 14 日に提出を受けた。

④平成 30 年 2 月 19 日付けで提出を求めた記録

- (1)岡本市長就任後、市長の出張に中岡久徳議員が同行・随行した旅行にかかる旅行命令簿、復命書及び旅費の支出内訳のわかる書類一式

※これらの記録は平成 30 年 2 月 23 日に提出を受けた。

⑤証言を求める事項に対する回答（平成 30 年 2 月 16 日 丸中産業株式会社 代表取締役 中岡 恵佑 証人より）

⑥証言を求める事項に対する回答（平成 30 年 2 月 16 日 NRK エナジー合

同会社 代表社員 大久保 敬士 証人より)

- ⑦証言を求める事項に対する回答 (平成 30 年 2 月 27 日 中岡 加奈子 証人より)
- ⑧当該土地の賃貸借契約に至るまでの間、中岡久徳議員に報告、相談及び価格や面積の交渉を行った内容について時系列にまとめた資料 (平成 30 年 3 月 9 日 産業振興部より)
- ⑨鑑定評価に関する説明資料 (平成 30 年 3 月 20 日 三重県不動産鑑定士協会 副会長 斧田 正長 参考人より)

6 調査費用

395,556円

内訳	報償費 (弁護士相談料)	10,800円
	旅費 (証人等費用弁償)	11,503円
	通信運搬費 (配達証明郵便等)	8,816円
	委託料 (会議録作成)	358,668円
	消耗品費	5,769円

7 調査の内容及び結果

(1) 確認事項

(ア) 当該契約の金額について

当該契約の貸借金額は月額 362,500 円であり、固定資産税評価額とかけ離れた高額な金額となっている。この金額決定に至る交渉等を含む過程について証人の証言等から確認した事項は次のとおりである。

- ・ 価格、面積、期間については合理性のあるものである。(岡本市長)
- ・ 更地価格を求めるとき、取引事例に基づく価格が重視されるが、基本的にその価格で土地の価格が決まってくると言っても過言ではない。該当する土地の売買金額がわかっていた場合はその金額が基礎となる。ただし、取引する個人間の事情にもよるので必ずしも売買価格そのものが鑑定価格になるわけではない。また、鑑定にあたっては固定資産税による標準価格や路線価を参考に行う。平成 28 年度については、一般的に人口減少などから需要の減退が著しいというイメージがあり地価調査の下落率も毎年 2~3%あると考えられるので平成 23 年度の鑑定評価から 10 数%以上の下落があると考えられる。鑑定評価の目安は概ね 3 年程度であると考え。(三重県不動産鑑定士協会副会長斧田氏)
- ・ 平成 28 年 7 月 8 日に清水建設部長、尾登産業振興部長、中井建設部理事、東産業振興部次長の 4 人が協議を行い、当該土地周辺の土地利

用価値は上がっているという判断で平成 23 年の鑑定評価を使うこととした。(清水建設部長)

- ・ 5 年前の鑑定評価を使ったことについて、その当時と状況があまり変わっていない。それ以上に、道路の幅が広くなり、土地の価格が高くなっている可能性もあるということで、この価格を使っても問題ないと判断した。(東産業振興部次長)
- ・ 面積、金額、期間の交渉は全て中岡議員と行っており、これらは中岡議員から口頭で返事もらった。(東産業振興部次長)
- ・ 具体的な賃料と契約期間は、平成 28 年 11 月 2 日に市の担当者と面談した際に初めて提示された。(NRK エナジー代表社員大久保氏)
- ・ 丸中産業から当該土地を購入した金額は 2,200 万円である。(NRK エナジー代表社員大久保氏)

(イ) 当該契約の面積について

当該契約の賃借面積は全 15 筆 3,013 m²であり、バスの転回場及び待機場場としては必要以上に広大な面積となっている。この面積決定に至る交渉等を含む過程について、証人の証言等から確認した事項は次のとおりである。

- ・ 価格、面積、期間については合理性のあるものである。(岡本市長)

【再掲】

- ・ 賃貸借契約の面積は 3,000 m²を条件としていた。(NRK エナジー代表社員大久保氏)
- ・ 平成 28 年 10 月 17 日の庁内協議で、「3,000 m²の面積は広すぎるので交渉を」という話があり、交渉の窓口であった自分が、中岡議員に連絡して面積の縮小をお願いしたが、後日 3,000 m²でなければいけないという返事であった。交渉は 2 回お願いしたが、奥の土地の活用ができないということであった。(東産業振興部次長)
- ・ 面積、金額、期間の交渉は全て中岡議員と行っており、これらは中岡議員から口頭で返事もらった。【再掲】(東産業振興部次長)

(ウ) 当該契約の期間について

当該契約の賃借期間は、平成 29 年 1 月 1 日から平成 48 年 3 月 31 日までの 19 年 3 カ月間という市における他の契約ではあまり見受けられない長期の契約となっている。この期間決定に至る交渉等を含む過程について、証人の証言等から確認した事項は次のとおりである。

- ・ 価格、面積、期間については合理性のあるものである。(岡本市長)

【再掲】

- ・中岡議員から、期間は長いほうが良いという要望を聞いていたものであり、市からは、30年という契約期間の提示はしていない。（東産業振興部次長）
- ・平成28年10月14日から行われた庁内協議では相手の希望する契約期間が30年であることについて話し合われ、相手との再交渉により20年になったと記憶している。（宮崎企画振興部長）
- ・面積、金額、期間の交渉は全て中岡議員と行っており、これらは中岡議員から口頭で返事もらった。【再掲】（東産業振興部次長）
- ・具体的な賃料と契約期間は、平成28年11月2日に市の担当者と面談した際に初めて提示された。（NRKエナジー代表社員大久保氏）【再掲】

(エ) 当該契約に係る事務の進め方について

当該契約に至るまでの行政当局の事務の進め方において、意思決定過程に疑問があることや契約の当事者ではない議員を交渉の窓口としていたことなど、種々の問題があると考えられる。この行政当局の交渉等を含む事務の進め方について、証人の証言等から確認した事項は次のとおりである。

- ・副市長として就任していた間、バスの駐車場や転回場を含め伊賀神戸駅前に関する整備や計画等、幹部や担当課から説明を受けたことは一度もない。（辻上前副市長）
- ・基本的に補助金のない事業で大きな面積の土地を購入することは難しいので、最初から借りるという話をした。（東産業振興部次長）
- ・当該土地について、市から直接バス待機場にしたいという話は聞いていない。（中岡加奈子氏）
- ・売却先が「NRKエナジー」という会社と知ったのは、平成28年11月1日の決裁文書を作成する際に中岡議員から聞いた。（東産業振興部次長）
- ・（後の証言では）平成28年10月26日の時点では、NRKエナジーが地権者であるということを知っていた。（東産業振興部次長）
- ・平成28年10月26日まで正式な地権者が誰かということは知らなかった。（清水建設部長、尾登産業振興部長、中井建設部理事）
- ・NRKエナジーとは平成28年11月2日まで一度も会っておらず、中岡議員を通じて相手方に条件等は伝わっているという認識であった。（東産業振興部次長）

- ・平成 28 年 11 月 1 日の決裁文書に添付された丸中産業と NRK エナジーの売買契約書は、地番と双方の印鑑があり同意して売買したものと確認ができたので契約金額が空欄であったことについてはあえて言及していない。(東産業振興部次長)
- ・転回場が 1 社、2 社だけの為のものであるという短期的な視点ではなく、グリーンファクトリーを作っていく上で、市の姿勢を見せなければならぬという観点で捉えている。(岡本市長)

(オ) 当該契約に係る議員の関与について

当該契約に至るまでの間、契約の当事者ではない議員を交渉の窓口としていたこと等について、議員がどのように関与してきたか、また、議員とどのように交渉が進められてきたか、証人の証言等から確認した事項は次のとおりである。

- ・平成 28 年 7 月下旬から 8 月上旬に、はじめて中岡議員とこの件について話をした。丸中産業から知人に売却するということがあったため、中岡議員に賃貸借契約の話も伝えてもらえるのかなと解釈し、自らの判断で話を進めた。(東産業振興部次長)
- ・当該土地をバス待機場用地として賃貸借契約をしたいと、東産業振興部次長から聞いたと記憶しており、NRK エナジーへ電話で「貸していただくことができますか」と連絡した。(中岡議員)
- ・行政から借りたいという意向を軽く伝えただけであるが、もう少し思慮深く考えて行動したらよかったと今は考えている。ただ、契約日が平成 28 年 12 月 22 日であるので、その日が有効であり、そこから始まるものと思っている。(中岡議員)
- ・話が最初にあったとき、「聞いてあげる」と簡単に言ったことが良くなかった。不徳の致すところである。(中岡議員)
- ・市から中岡議員へお願いしたという認識であり、働きかけをされたという認識はない。(東産業振興部次長)
- ・面積について、NRK エナジーに「少なく」とか「全体でなければ」という話を電話でやりとりした気がする。(中岡議員) 【再掲】
- ・賃貸借契約について、中岡議員へ交渉依頼をしていたわけではないが、市の依頼で中岡議員から面積を小さくしてくれないかという電話があった。(NRK エナジー代表社員大久保氏)
- ・NRK エナジーとは平成 28 年 11 月 2 日まで一度も会っておらず、中岡議員を通じて相手方に条件等は伝わっているという認識であった。(東産業振興部次長) 【再掲】

- ・この件について議員からの働きかけがあったとは認識していない。(岡本市長)
- ・第三者である中岡議員と交渉していたということは知らなかったが、事実なら今後コンプライアンスの徹底をする必要がある。(岡本市長)
- ・これまで市長及び市職員へ働きかけをしたことは一切ない。(中岡議員)
- ・丸中産業としては、中岡議員は現時点では一切関係ない。平成 25 年に退職している。(中岡加奈子氏)

(カ) 当該契約に係る市長の関与について

当該契約について、市長がどのように関与してきたか、証人の証言及び参考人として招致した市長の発言を確認した事項は次のとおりである。

- ・山本総務部次長から東産業振興部次長へ指示を出した内容としては、バス転回場という具体的なことは言わず、交通混雑や立地企業政策として適切なことが何かできるのであれば実現してほしいと言うことを伝えた。(岡本市長)
- ・市長は平成 28 年 10 月 14 日からの庁内協議において、この件に中岡議員が絡んでいるというのは多分存じていたと思うが、どこまで絡んでいるかまでは知らなかったのではないかと認識している。(清水建設部長、尾登産業振興部長、中井建設部理事)
- ・当該土地が中岡議員に関係するものであったという認識はなかった。(岡本市長)
- ・第三者である中岡議員と交渉していたということは知らなかったが、事実なら今後コンプライアンスの徹底をする必要がある。(岡本市長)

(2) 証言等の不一致及び矛盾点等

- ・辻上前副市長は、平成 28 年 3 月まで副市長として就任していた間、「バスの駐車場や転回場等を含め伊賀神戸駅前に関する整備や計画等、幹部職員や担当課から説明を受けたことは一度もない」と、その必要性を認識していなかった旨の証言をしているが、当該事業は平成 28 年 6 月以降、急浮上、急進展している。
- ・市長が進めたい企業立地のための重要な政策であるにも関わらず、当初より賃借を前提とし事務が進められている。担当職員は、「大きな面積の土地の購入は、補助事業でなければ財政課に予算措置をしてもらえない」旨の、購入に関しては消極的な証言をしており、事業の必要性との間に矛盾がある。

- ・中岡議員がこの件に絡んでいることについて、幹部職員は「市長は、庁内協議において認識していたと思う」旨の証言をしているが、市長は、「当該土地が中岡議員に関係していること及び職員が第三者である中岡議員と交渉していたことの認識はなかった」という旨の発言をしており、幹部職員と市長の認識に相違がある。
- ・東産業振興部次長は、「中岡議員を通じて金額、面積、期間の交渉を行っていた」旨の証言をしているが、一方、NRKエナジーの大久保氏は「面積については、市の依頼により中岡議員から問い合わせがあったが、その他の条件は平成28年11月2日に市から初めて提示された」旨の証言をしている。また、中岡議員は、「面積についてはNRKエナジーと電話でやり取りをした気がするが、金額等については提案や働きかけをしていない」旨の証言をしており、三者の証言内容に相違がある。

(3) 調査の結果と問題点への指摘

(ア) 当該契約に係る事務の進め方について

本賃貸借契約に至るまでの行政当局の交渉等事務の進め方に関して、今回の調査で様々な問題点が浮き彫りとなった。

まず、本賃貸借契約は、市としての意思決定過程に問題があったと考える。現に、当時の財務部長は、産業振興部から予算要求があった時点で、「この事業が本当に政策として意思決定が行われているのか」との考えから、市長を含む関係幹部職員を集め庁内協議を開始したと証言している。その協議の中で企業立地政策として市長が進めたい事業であると確認されたが、意思決定がされるまでの間に、産業振興部では既に地権者の窓口役を担っていた中岡議員と交渉が行われていた。このことは、政策の発生源から意思決定に至るまで漠然とその事務が進められてきたものであることが窺える。

また、記録の作成・保存に関しては、幹部職員の誰もが重要政策であると認識していたにも関わらず、いずれの部署においても記録が残されていないことは、不自然かつ杜撰極まりないものであると考える。この記録や事務報告が適切に行われていないことが、庁内協議にも複数回出席しているはずの市長が、中岡議員が当該土地及び交渉等に関係していたことを認識していないという結果となっているのではないかと考える。

さらに、交渉に関しては、当該土地の所有権を有していた丸中産業の関係者と連絡、面会することもなく、また、契約の相手方であるNRKエナジーにあっては平成28年10月下旬まで社名や実態すら把握するこ

となく、本契約に無関係であるはずの中岡議員を窓口として行ってきた。こうした行政当局の対応は、中岡議員からの働きかけの疑惑を招くこととなった原因であることのみならず、ひいては契約当事者以外の者への情報漏えいによる利益供与の疑い、また、地方自治法で規定される議員の兼業禁止行為を助長させるものであるとの疑いが生じる結果となったものである。このことは、法令等の規程に従い職務を遂行すべき行政職員として、コンプライアンス違反を問われかねない断じて容認できない対応であったと考える。

なお、行政職員及び中岡議員のいずれからも働きかけの事実があったとされる確たる証言は得られなかったものの、各証人の証言の相違等から当該契約に至るまでの事務が働きかけなど外的な要因により進捗したのではないかという疑念は払拭できず、本委員会では、これ以上の真相究明は困難であり、更なる強制力の有する機関により調査されることが望まれるところである。

(イ) 当該契約の金額、面積、期間について

- ① 契約金額については、行政当局は5年前に近隣地を用地買収した際に使用した不動産鑑定評価額を根拠としたものであるとその正当性を主張するが、参考人として意見を伺った不動産鑑定士からは、不動産鑑定は売買と貸借では評価が異なることもあり、人口減少が進む社会情勢の中では5年で十数%の評価の下落もあり得るという見解が示されており、貸借を目的とした直近の不動産鑑定評価額を参考とすべきであったと考える。さらに、固定資産税評価額との乖離に着目することなく、また、当該土地をNRKエナジーが取得した売買価格を知り得る機会があったにも関わらず把握する努力を怠り、当該不動産鑑定のみを参考として価格決定を行ったことはその根拠に乏しく、あらゆる手法により導き出される価格を参考として総合的に勘案し決定すべきものであったと考える。
- ② 契約面積については、幹部職員のほとんどが必要以上に面積が広いことを認識しており、交渉の結果であるとはいえ、必要以上の広大な面積を借り受ける結果となっている。また、行政当局は、当初5台のバスが待機することを想定していたとのことであるが、委員の一人が現地にて確認した際には2台のバスしか停車されていなかったという現状は、多額の公費で借用した土地の十分な有効活用がなされていない結果となっている。
- ③ 契約期間については、相手方から希望があったとして19年3ヵ月も

の長期契約となっているが、市が借り受けしている土地でこのような長期の契約はあまり見受けられない。市が当該土地が不必要になった場合は契約期間中でも3ヵ月前までの申し入れにより契約が解除できる条項が設けられているとのことであるが、長期の契約でありながら賃料改定の条項も設けられておらず、結果として将来に亘り総額8,300万円余りの支出が必要な契約となっていることは、市民からは到底受け入れ難い内容であると考ええる。

以上のことを総合的に勘案すると、費用を抑制し効果を挙げるための努力として、他に適地を求める、他の駐車場業者と賃借の交渉を行う、用地の買収を検討するなど、他の選択肢検討の余地は十分あったものと考えられるが、そのいずれも行われていない。さらには、地方自治法に規定された「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」ことに省みることなく、当該契約を企業立地政策の市の姿勢を示すためのものであり法的瑕疵はないと正当性を主張しているが、議会において当該契約の調査がなされなければ、将来に亘ってもなお無駄に広大な土地の賃借料が支出されていた可能性があった。このことは、地方自治運営の基本原則に反するものであると言わざるを得ない。

(ウ) 当該契約に係る議員の関与について

働きかけの疑惑が生じた中岡議員については、証人尋問においては、「記憶がない」、「メモを取っていない」など曖昧な証言が多く、自らの潔白を証明しようとする姿勢及び一議員として事件究明に努める姿勢に欠けるものであったと言わざるを得ず、このことが十分な真相究明が出来なかった要因でもあるという委員からの指摘もあった。また、親族が代表を務める丸中産業及び親族が役員を努めていたNRKエナジーの契約に関し、市と交渉していたことは否定しつつも、交渉の窓口となっていたことは認めていることから、「地方自治法第92条の2の趣旨に従い、議員の親族若しくは議員自身が役員をしている企業、団体又は議員の親族が経営に携わっている個人商店の契約等に関し、一切の関与をしないこと」という政治倫理基準を定めた伊賀市議会議員政治倫理条例に抵触するものと考えられ、その措置については、議員定数の4分の1以上の者の連署をもって請求、設置される伊賀市議会議員政治倫理審査会において検討されることが適当であると考ええる。

8 最後に

以上の調査結果等を踏まえ、本委員会は市長に対して、次の3点を強く要請する。

1つ、地方自治法の基本原則である最少の経費で最大の効果を挙げることを常に意識するとともに、必要な協議記録及び交渉記録の作成・保存の徹底を行うことを求める。

2つ、あらゆる法令等を遵守し、市民や議会に対し説明責任の果たせる事務の執行を行うことを求める。また、今回の契約に至るまでの事務が適正に行われたか自らも検証・改善を行い再発の防止に努めることを求める。

3つ、議員等の口利きに対応するための「職員に対する働きかけに関する取扱要綱」が十分に機能するよう、市長自らが職員に対し記録等要綱に基づく対応の徹底を行うとともに、必要な要綱の改正を含めた抜本的な見直しを求める。

また、我々議会においても、今回のような疑惑が生じないよう健全な運営に努めていかなければならないことを申し添える。

以上、報告する。